財務（支）局長 殿

　　　　　　　届出者　※登録番号 財務（支）局長 第 　　 号

（郵便番号 － ）

住 所

電話番号（ ） －

商 号

又は名称

氏 　名

（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

資金決済に関する法律第14条第２項の規定により前払式支払手段に関する内閣府令第27条第１項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

１．基準日に係る発行保証金の額

|  |  |
| --- | --- |
|  | 年 月 日 |
| 前払式支払手段の基準日未使用残高 | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| 当該基準日に係る発行保証金の額 | 円 |

（記載上の注意）

１．第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。

２. 法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

３．法第14条第２項に該当する場合の「前払式支払手段の基準日未使用残高」及び「前基準日に係る発行保証金の額」

は、払戻しの手続の終了、権利の実行の手続の終了後又はその他の事実の発生後の未使用残高及び発行保証金の額を記載すること。なお、法第29条の２第１項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の翌日の直前の基準日が特例基準日（同条第２項に規定する特例基準日をいう。）であるときは、「前基準日に係る発行保証金の額」は、当該特例基準日の直前の通常基準日（同条第２項に規定する通常基準日をいう。）に係る発行保証金の額を記載すること。

４．「当該基準日に係る発行保証金の額」は、現に供託している発行保証金の額、発行保証金保全契約において供託されることとなっている金額及び発行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。

５．不要な字句は消して使用すること。

２．発行保証金等の内容

(1)　新たな発行保証金保全契約

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  | 円 |

(2)　新たな発行保証金信託契約

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 信託財産の額 |
|  |  |  | 円  （　年　月　日現在） |

(3)　新たな供託 (供託所名 )

イ．金銭の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  | 円 |

ロ．振替国債以外の債券の場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 供託年月日 |  |  |  |  |
|  |  |  | 円 | ％ | 円 |

(記載上の注意)

「名称」は、供託した債券の種類について記載すること。

ハ．振替国債の場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 供託番号 | 供託年月日 | 銘柄 | 金額 | 評価率 | 評価額 |
|  |  |  | 円 | % | 円 |

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

(4)　効力の継続している発行保証金保全契約

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  | 円 |

(5)　効力の継続している発行保証金信託契約

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 信託財産の額 |
|  |  |  | 円  （　年　月　日現在） |

(6)　既存の供託 (供託所名 )

イ．金銭の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  | 円 |

ロ．振替国債以外の債券の場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 供託年月日 |  |  |  |  |
|  |  |  | 円 | ％ | 円 |

ハ．振替国債の場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 供託番号 | 供託年月日 | 銘柄 | 金額 |  | 評価額 |
|  |  |  | 円 | % | 円 |

(記載上の注意)

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。